

大分県内市町村職員の給与制度・運用の状況（速報）

＜平成27年4月1日時点＞

公務員の給与は、民間給与実態調査の結果に基づく人事院勧告・人事委員会勧告を尊重して決定されます。人事委員会がない市町村においては、給与制度は公務としての近似性、類似性を重視して国の制度を基本とし、給与の水準は県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に、地域の民間給与を反映させた適切な対応を行うこととされています。この趣旨に沿わないものについては、その適正化を図るための必要な措置が求められています。また、平成28年4月1日からは、等級別基準職務表を条例化し、市町村において等級別の職員数の公表が義務づけられることから、その給与制度・運用について住民への一層の説明責任が求められています。

平成27年4月1日における県内市町村の給与制度について、速報としてとりまとめた状況は、主なものとして次の①～④を含め、下記の表のとおりです。

① **わたり**：「わたり」がある市町村は、昨年度において全国でわずか2.9%（51団体）と大きく是正が進んでいる中、今年度県内では22.2%（4団体）。

② **級別職員構成**：6級（課長級）以上の構成比について、国や県の水準を超えて特に高い団体（20%以上）は、6団体。

③ **高齢層職員の昇給抑制**：民間給与等を踏まえて国・県が行っている55歳昇給停止について、実施していない市町村数は、13団体。

④ **自宅に係る住居手当**：昨年度において全国で79.5%が廃止している中、今年度も県内で手当を残しているのは、16団体。

給 料

「わたり」

「わたり」がある団体

4団体

（大分市、別府市、宇佐市、由布市）

級別職員構成

6級（課長級）以上の構成比が特に高い（20%以上）団体 6団体

・大分市（国公換算）、別府市、竹田市、豊後大野市、由布市、国東市
（参考値（H26年度） 国：16.1%、大分県10.3%）

給 料 表

給料表の構造：独自給料表の団体

1団体

給料表の水準：最高給料月額が県を上回る団体

4団体

高齢層職員の 昇給抑制

55歳昇給停止の未実施団体

13団体

昇格時の給与水準の上昇抑制未実施団体

4団体

（参考）

H26.4.1時点ラスパイレス指数

県内市町村平均

98.6

地方公共団体平均

98.9

大分県

100.0

（H27.4.1時点の指数は、H27.12頃取りまとまる予定）

諸手当

扶 養 手 当

国や県の支給水準を上回る団体

12団体

自宅に係る住居手当

制度が残っている団体

16団体

期末・勤勉手当

役職段階別加算の支給率が国、県を上回っている団体 H26.12期

6団体

H27.6期

8団体

管理職加算を国や県より下位の職務に支給している団体

1団体

大分県内市町村職員の給与制度・運用の状況（速報） ＜平成27年4月1日時点＞

平成27年4月1日時点における、大分県内市町村職員の給与制度・運用の状況を取りまとめましたので公表します。

なお、平成27年4月1日時点のラスパイレス指数等につきましては、年末頃取りまとまる予定です。

1 給料について

- (1) 「わたり」の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）・・・・・・ 2
- (3) 給料表の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 昇給・昇格制度の見直しの状況・・・・・・・・ 5
- (5) ラスパイレス指数の状況（H26.4.1時点）・・・・・・ 6

2 諸手当について

- (1) 扶養手当の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 住居手当の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 期末・勤勉手当の状況・・・・・・・・・・・・ 9

- (参考) 地方公務員の給与等に関する諸原則・・・・・・・・ 11

1(1) 「わたり」の状況

地方公務員法第24条第1項では、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」と規定されています（「職務給の原則」）。

地方公務員給与の「わたり」とは、該当基準の①又は②のいずれかにより給与を支給することをいい、「職務給の原則」の観点から問題があります。

区分 (団体数)	団体数 (割合)	市町村名（県内市町村）	対前年比
県内 市町村 (18団体)	4 (22.2%)	大分市、別府市、宇佐市、由布市	▲ 2

※H26.4.1現在、全国市区町村で「わたり」がある団体は51団体（2.9%）

※「わたり」該当基準

① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと（形式わたり）

② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること（実質わたり）

②の具体の該当基準については、少なくとも、次のⅠからⅣのいずれかに該当する場合には、原則として「わたり」に該当。

Ⅰ 級別職務分類表及び級別標準職務表が、職務を明確に分類したものとなっていない場合

例）主査（3～5級）が一定の経験年数を経れば、4級から5級に昇格する場合

Ⅱ 一つの職が4つ以上の級にわたって格付けられている場合

Ⅲ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の級の格付けが、国家公務員の本省の格付けを超えている場合

例）国の係員に相当する職を3級以上に格付け
 国の主任に相当する職を4級以上に格付け
 国の係長に相当する職を5級以上に格付け
 国の課長補佐に相当する職を7級以上に格付け

Ⅳ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の給料月額の高水準が、国家公務員の俸給月額の最高水準を相当程度超えている場合

1(2) 市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）

県内市町村の級別の職員構成は下記のとおりです。

職務給の原則から、上位級の比率が過大にならないように計画的に管理していくことが求められます。

① 国に準拠した給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上	6級以上
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
別府市	470	94	70	69	50	7	—	—	196	126
		20.0	14.9	14.7	10.6	1.5	—	—	41.7	26.8
中津市	529	131	132	30	43	11	—	—	216	84
		24.8	25.0	5.7	8.1	2.1	—	—	40.8	15.9
日田市	518	178	94	53	37	9	—	—	193	99
		34.4	18.1	10.2	7.1	1.7	—	—	37.3	19.1
佐伯市	617	225	135	78	12	9	—	—	234	99
		36.5	21.9	12.6	1.9	1.5	—	—	37.9	16.0
臼杵市	281	99	55	24	23	7	—	—	109	54
		35.2	19.6	8.5	8.2	2.5	—	—	38.8	19.2
津久見市	152	67	40	18	5	—	—	—	63	23
		44.1	26.3	11.8	3.3	—	—	—	41.4	15.1
竹田市	219	69	52	18	36	0	—	—	106	54
		31.5	23.7	8.2	16.4	0.0	—	—	48.4	24.7
豊後高田市	219	79	27	19	24	—	—	—	70	43
		36.1	12.3	8.7	11.0	—	—	—	32.0	19.6
杵築市	257	112	33	32	19	—	—	—	84	51
		43.6	12.8	12.5	7.4	—	—	—	32.7	19.8
宇佐市	439	105	116	43	33	10	—	—	202	86
		23.9	26.4	9.8	7.5	2.3	—	—	46.0	19.6
豊後大野市	291	91	86	40	29	—	—	—	155	69
		31.3	29.6	13.7	10.0	—	—	—	53.3	23.7
由布市	258	80	30	34	29	10	—	—	103	73
		31.0	11.6	13.2	11.2	3.9	—	—	39.9	28.3
国東市	289	93	81	22	41	—	—	—	144	63
		32.2	28.0	7.6	14.2	—	—	—	49.8	21.8
姫島村	58	17	—	—	—	—	—	—	0	0
		29.3	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0
日出町	157	55	27	15	8	—	—	—	50	23
		35.0	17.2	9.6	5.1	—	—	—	31.8	14.6
九重町	109	16	27	0	12	—	—	—	39	12
		14.7	24.8	0.0	11.0	—	—	—	35.8	11.0
玖珠町	140	53	26	15	8	—	—	—	49	23
		37.9	18.6	10.7	5.7	—	—	—	35.0	16.4
大分県	3,854	1,166	955	73	273	42	9	—	1,352	397
		30.3	24.8	1.9	7.1	1.1	0.2	—	35.1	10.3
国	141,697	35,734	19,011	15,490	3,644	2,158	1,294	230	41,827	22,816
		25.2	13.4	10.9	2.6	1.5	0.9	0.2	29.5	16.1

② 独自給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上	6級以上
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
大 分 市	1,639	650	267	80	55	26	18	－	446	179
		39.7	16.3	4.9	3.4	1.6	1.1	－	27.2	10.9
※参考（5級以上）4級以下の職員のうち、国に準拠した給料表の4級最高号給を超える給料月額の職員を含めて算出									※660	※551
（6級以上）5級以下の職員のうち、国に準拠した給料表の5級最高号給を超える給料月額の職員を含めて算出									※40.3	※33.6

1(3) 給料表の状況（一般行政職給料表における最高号給月額）

市町村職員の給料表は、職務の複雑、困難及び責任の度に応じた「級」と職務経験年数による職務の習熟を反映する「号給」により条例で定められています。

表の設定にあたっては、公務としての近似性・類似性を重視して国の制度を基本とし、水準は地域の民間給与をより重視すべきであるが、仮に民間給与が高い地域であっても、それぞれの地域における国家公務員の水準を目安とすることとされています。

また、人事委員会を設置していない市町村においては、県の人事委員会の機能が十分に発揮され又は強化されることにより、これを参考にして整備することで、間接的に地域民間給与の反映を行うよう検討すべきとされています（参考：「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」）。

① 国に準拠した給料表を使用している団体

（単位：円）

市町村名	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
別府市	244,900	301,900	347,700	378,700	390,700	407,900	442,600	466,300	
中津市	244,900	301,900	347,700	381,900	390,700	407,900	442,600	466,300	
日田市	244,900	301,900	347,700	381,900	392,700	407,900	442,600	466,300	
佐伯市	244,900	301,900	347,700	381,900	390,700	407,900	442,600	466,300	
臼杵市	244,900	301,900	347,700	378,700	390,700	407,900	442,600	466,300	
津久見市	244,900	301,900	347,700	381,900	390,700	407,900	442,600		
竹田市	244,900	301,900	347,700	381,900	390,700	407,900	442,600	466,300	
豊後高田市	244,900	301,900	347,700	381,900	390,700	407,900	442,600		
杵築市	244,900	301,900	347,700	381,900	390,700	407,900	442,600		
宇佐市	244,900	301,900	347,700	381,900	390,700	407,900	442,600	466,300	
豊後大野市	244,900	301,900	347,700	378,700	392,000	410,700	442,600		
由布市	244,900	301,900	347,700	378,700	390,700	414,200	442,600	466,300	
国東市	244,900	301,900	347,700	378,700	390,700	410,700	442,600		
姫島村	244,900	301,900	347,700	378,700					
日出町	244,900	301,900	347,700	381,900	390,700	407,900	442,600		
九重町	244,900	301,900	347,700	378,700	390,700	407,900	442,600		
玖珠町	244,900	301,900	347,700	378,700	390,700	407,900	442,600		
大分県	244,900	301,900	347,700	381,900	390,700	407,900	442,600	466,300	525,200

（竹田市は、8級の在職者はいない。）

②独自給料表を使用している団体

(単位：円)

市町村名	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
大分市	244,900	308,000	354,700	426,900 (393,300)	435,800 (405,800)	451,200 (427,800)	456,200	478,200	537,700

大分市は、H27.7.1から次のように給料表を改正

() 内は、条例本則の給料月額

市町村名	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
大分市	244,900	301,900	347,700	421,100 (381,900)	431,500 (390,700)	446,600 (407,900)	442,600	466,300	525,200

1(4) 昇給・昇格制度の見直しの状況

50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の見直しを実施している団体の状況を記載しています。

市町村名	①55歳昇給停止 (標準の成績)	実施年月日	②昇格時号給対 応表の改正	実施年月日
大分市	未実施 (58歳昇給停止)		未改正	
別府市	未実施		未改正	
中津市	未実施		未改正	
日田市	未実施 (56歳昇給停止)		○	H25. 4. 1～
佐伯市	未実施		○	H25. 4. 1～
臼杵市	○	H27. 1. 1～	○	H25. 4. 1～
津久見市	未実施		○	H25. 4. 1～
竹田市	未実施		未改正	
豊後高田市	未実施		○	H25. 4. 1～
杵築市	未実施		○	H25. 6. 26～
宇佐市	未実施		○	H27. 4. 1～
豊後大野市	未実施		○	H26. 1. 1～
由布市	未実施		○	H25. 4. 1～
国東市	○	H27. 4. 1～	○	H25. 4. 1～
姫島村	○	H26. 1. 1～	※	
日出町	未実施		○	H27. 4. 1～
九重町	○	H26. 1. 1～	○	H25. 4. 1～
玖珠町	○	H27. 4. 1～	○	H25. 3. 1～
大分県	○	H26. 1. 1～	○	H25. 1. 1～
国	○	H26. 1. 1～	○	H25. 1. 1～

昇格時号給対応表の改正（昇格に伴う給料月額の上昇を抑制）

（例） 5級85号給（388,700円）から6級へ昇格した場合

未改正：6級65号給（402,700円 +14,000円）

改正後：6級51号給（398,300円 +9,600円）

※従来から本改正を上回る給料月額の上昇抑制を実施

1(5) ラスパイレス指数の状況（H26.4.1時点。H27.4.1時点の指数はH27.12頃取りまとまる予定）

平成26年4月1日時点で給与削減措置を実施している団体は16団体です。
 国家公務員の給与特例減額措置（平均7.8%）は平成24年4月から平成26年3月まで、大分県は平成25年7月から平成26年3月までで終了していますが、県内市町村の多くは平成25年8月以降実施し、平成26年4月～平成26年5月に終了しています。

市町村名	26年	25年		前年比		給与削減措置の状況		
	指数	指数	(参考値)	指数	(参考値)	削減率	実施期間	左記期間終了後
大分市	<u>100.9</u>	110.3	101.9	▲ 9.4	▲ 1.0	管理職 6% 非管理職 4%	H25.7～H26.6	一律2%
別府市	<u>98.4</u>	109.1	100.8	▲ 10.7	▲ 2.4	7～8級 3% 3～6級 2%	H25.9～H26.5	削減なし
中津市	<u>98.6</u>	109.4	101.0	▲ 10.8	▲ 2.4	管理職 8% 4～6(一部)級 3% 1～3級 1.5%	H25.9～H26.4	削減なし
日田市	<u>98.7</u>	110.5	102.1	▲ 11.8	▲ 3.4	8級 8% 6級 4% 3級 2.5% 7級 6% 4・5級 3% 1・2級 2%	H25.10～H26.6	8級 4% 7級 2%
佐伯市	<u>95.7</u>	107.9	99.7	▲ 12.2	▲ 4.0	7・8級 11.5% 5級 8.5% 1・2級 6% 6級 9.5% 3・4級 7%	H25.9～H26.5	削減なし
臼杵市	<u>96.6</u>	108.5	100.3	▲ 11.9	▲ 3.7	一律4%	H25.8～H26.4	削減なし
津久見市	100.3	108.6	100.2	▲ 8.3	0.1	-		
竹田市	<u>98.4</u>	108.7	100.4	▲ 10.3	▲ 2.0	7級 6.6% 3～6級 4.6% 1・2級 3.6%	H25.8～H26.7	削減なし
豊後高田市	99.1	107.0	98.8	▲ 7.9	0.3	-		
杵築市	<u>98.8</u>	110.0	101.7	▲ 11.2	▲ 2.9	7級 4.8% 3～5級 2.8% 6級 4% 1・2級 1.5%	H25.9～H26.8	削減なし
宇佐市	<u>99.1</u>	108.1	99.9	▲ 9.0	▲ 0.8	7・8級 6.5% 3～6級 5% 1・2級 4%	H25.9～H26.4	7・8級 4% 3～6級 3% 1・2級 2%
豊後大野市	<u>98.5</u>	108.4	100.1	▲ 9.9	▲ 1.6	7級 4% 4～6級 3% 1～3級 2%	H25.8～H26.4	削減なし
由布市	<u>100.7</u>	110.0	101.6	▲ 9.3	▲ 0.9	7・8級 7% 3～5級 4% 6級 4.5% 1・2級 3%	H25.8～H26.4	削減なし
国東市	<u>98.4</u>	109.1	100.8	▲ 10.7	▲ 2.4	7級 7% 4・5級 4% 1・2級 2% 6級 5% 3級 3%	H25.9～H26.5	削減なし
市平均	<u>98.9</u>	<u>109.1</u>	<u>100.9</u>	<u>▲ 10.2</u>	<u>▲ 2.0</u>			
(全国市)	98.6	106.6	98.5	▲ 8.0	0.1			
姫島村	<u>74.9</u>	78.6	72.5	▲ 3.7	2.4	一律5%	H26.4～H27.3	
日出町	<u>98.2</u>	109.1	100.8	▲ 10.9	▲ 2.6	6・7級 7.5% 4・5級 7% 1～3級 6%	H25.9～H26.5	4～7級 3% 1～3級 2%
九重町	<u>98.7</u>	108.2	100.0	▲ 9.5	▲ 1.3	7級 7% 5級 4.5% 2級 3.5% 6級 5% 3・4級 4% 1級 2%	H25.8～H26.4	7級 4% 5級 1.5% 2級 0.5% 6級 2% 3・4級 1%
玖珠町	<u>97.7</u>	108.9	100.6	▲ 11.2	▲ 2.9	管理職 5% 5・6(一部)級 4% 3・4級 3% 1・2級 2%	H25.9～H26.4	削減なし
町村平均	<u>94.9</u>	<u>105.3</u>	<u>97.3</u>	<u>▲ 10.4</u>	<u>▲ 2.4</u>			
(全国町村)	95.6	103.2	95.4	▲ 7.6	0.2			
市町村平均	<u>98.6</u>	<u>108.9</u>	<u>100.6</u>	<u>▲ 10.3</u>	<u>▲ 2.0</u>			
全地方公共団体平均	98.9	106.9	98.8	▲ 8.0	0.1			
大分県	100.0	108.5	100.3	▲ 8.5	▲ 0.3	-		

2(1) 扶養手当の状況

扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給される手当です。

①配偶者、②配偶者以外（子、父母等）、③特定期間加算（満15歳～満22歳にある子に対する②への加算）の月額を記載しています。

市町村名	①配偶者	②配偶者以外	③特定期間加算	備考
大分市	14,000円	7,500円	5,600円	②：H26.4.1改定
別府市	13,000円	7,000円	5,500円	②③：H26.4.1改定
中津市	13,000円	6,500円	5,000円	
日田市	13,000円	7,000円	5,500円	②③：H26.4.1改定
佐伯市	13,000円	6,500円	5,000円	
臼杵市	14,000円	7,000円	5,500円	
津久見市	13,000円	6,500円	5,000円	
竹田市	14,000円	7,000円	5,500円	①②③：H27.4.1改定
豊後高田市	14,000円	7,000円	5,500円	③：H26.4.1改定
杵築市	14,000円	7,000円	5,500円	①：H26.4.1改定
宇佐市	14,000円	7,000円	5,500円	
豊後大野市	14,000円	7,000円	5,500円	①②③：H26.4.1改定
由布市	14,000円	7,000円	5,500円	
国東市	14,000円	7,000円	5,000円	
姫島村	13,000円	6,500円	5,000円	
日出町	13,000円	6,500円	5,000円	
九重町	13,000円	6,500円	5,000円	
玖珠町	13,000円	7,500円	5,000円	
大分県	13,000円	6,500円	5,000円	
国	13,000円	6,500円	5,000円	

2(2) 住居手当の状況

①は、住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を払っている職員に支給する手当額の上限額を、②は、所有する住宅に居住する世帯主である職員に支給する手当額の月額を記載しています。

②については、国、大分県、全国市区町村の79.5%が制度を廃止しています。

市町村名	①借家・借間 (上限額)	②自宅	備考
大分市	28,500円	H26. 4. 1廃止	廃止前 8,500円(9年以上6,000円) (経過措置) H26 7,500円(9年以上5,500円) H27 6,500円(9年以上5,000円) H28 5,500円(9年以上4,500円) H29 4,500円(9年以上4,000円) H30 3,500円
別府市	27,000円	5,300円(6年以上 3,600円)	
中津市	27,000円	4,500円(2年以上 3,000円)	
日田市	27,000円	4,500円(7年以上 3,000円)	
佐伯市	27,000円	4,500円(7年以上 2,500円)	
臼杵市	27,000円	6,000円(9年以上 4,000円)	H27. 4. 1～ 支給対象者を臼杵市内 在住者のみに改正(経過措置あり)
津久見市	27,000円	2,500円(6年以上 0円)	
竹田市	27,000円	2,500円	
豊後高田市	27,000円	4,500円(7年以上 3,000円)	
杵築市	27,000円	4,500円(6年以上 3,000円)	
宇佐市	27,000円	5,500円(7年以上 3,500円)	
豊後大野市	27,000円	3,400円	
由布市	27,000円	5,500円(7年以上 2,500円)	
国東市	27,000円	4,500円(6年以上 3,000円)	
姫島村	27,000円	制度なし	
日出町	27,000円	4,500円(7年以上 3,000円)	
九重町	27,000円	2,500円	
玖珠町	27,000円	3,500円(6年以上 2,000円)	
大分県	27,000円	H25. 4. 1廃止	
国	27,000円	H21. 12. 1廃止	

2(3) 期末・勤勉手当の状況

期末・勤勉手当は、民間における賞与等の特別給との均衡上支給される給与です。

- ①支給月数、②役職段階別加算（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮した加算）、
③管理職加算（管理又は監督の地位にある職員に対する加算）について記載しています。

市町村名	支給月数 (年間)	役職段階別加算 (H26. 12期)					管理職加算 (H26. 12期)
		1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	4. 10	0%	5%	10%	17%	17%	9級 10% 8級 6% 6・7級 5% 5級 4% 4級 3%
別府市	4. 10	0%	7%	12～15%	15%	15%	
中津市	4. 10	0%	5%	10%	15%	15%	
日田市	4. 10	0%	5%	10%	15%	15%	
佐伯市	4. 10	0%	5%	10～11%	15%	15%	
臼杵市	4. 10	0%	5%	10%	15%	15%	
津久見市	4. 10	0%	5%	10%	15%		
竹田市	4. 10	0%	5%	10～13%	15%		
豊後高田市	4. 10	0%	5%	10%	15%		
杵築市	4. 10	0%	5%	10～13%	15%		
宇佐市	4. 10	0%	5%	10～13%	15%	15%	
豊後大野市	4. 10	0%	5%	10%	15%		
由布市	4. 10	0%	5%	10%	15%	15%	
国東市	4. 10	0%	5%	10%	15%		
姫島村	4. 10	0%	5%	5%			
日出町	4. 10	0%	5%	10%	15%		
九重町	4. 10	0%	5%	10%	15%		
玖珠町	4. 10	0%	5%	10%	15%		
大分県	4. 10	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	4. 10	0%	5%	10%	15%	20%	7～10級 10～25%

市町村名	役職段階別加算（H27.6期）					管理職加算 (H27.6期)
	1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	0%	5%	10～17%	17～18%	19%	9級 10% 8級 6% 6・7級 5% 5級 4% 4級 3%
別府市	0%	5%	10～13%	15%	15%	
中津市	0%	5%	10%	15%	15%	
日田市	0%	5%	10%	15%	15%	
佐伯市	0%	5%	10%	15%	15%	
臼杵市	0%	5%	10%	15%	15%	
津久見市	0%	5%	10%	15%		
竹田市	0%	5%	10～13%	15%		
豊後高田市	0%	5%	10%	15%		
杵築市	0%	5%	10～13%	15%		
宇佐市	0%	5%	13～15%	15%	15%	
豊後大野市	0%	5%	10～12%	15%		
由布市	0%	5%	10%	15%	15%	
国東市	0%	5%	10%	15%		
姫島村	0%	5%	10%			
日出町	0%	5%	10%	15%		
九重町	0%	5%	10～13%	15%		
玖珠町	0%	5%	13%	15%		
大分県	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	0%	5%	10%	15%	20%	7～10級 10～25%

(参考)

◇地方公務員の給与等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与等については、地方公務員法（以下「地公法」という。）等にその基本となる原則が規定されており、大別して「地方公務員制度全般に通ずる原則」と「給与決定に関する原則」とがあります。

(1) 地方公務員制度全般に通ずる原則

ア 平等取扱いの原則（地公法第13条）

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、採用、給与、その他勤務条件を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

イ 情勢適応の原則（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、この規定に基づく人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、改正が行われます。

ウ 均衡の原則（地公法第24条第5項）

「勤務時間その他勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払わなければならない」とされており、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、勤務条件が決定されます。

(2) 給与決定に関する原則

ア 給与条例主義（地方自治法第204条第3項、第204条の2、地公法第24条第6項、第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと決定されることとなります。

イ 職務給の原則（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように職責に応じて、給与が決定されます。

ウ 均衡の原則（地公法第24条第3項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与等の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、定められています。

このような原則に基づいて、市町村においては条例・規則による給与その他勤務条件の決定を行うことが必要です。